

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 美里町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	10	1,100	13	1,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	4	4	7,700	9	0	0	7,700
1	80	キシレン	5	2	415,200	2	0	0	415,200
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	10	1,400	12	1,400	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	2	301,400	4	0	0	301,400
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	4	9,200	8	0	0	9,200
1	300	トルエン	6	1	1,135,400	1	132,400	0	1,003,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	4	338,000	3	0	0	338,000
1	400	ベンゼン	4	4	63,000	5	0	0	63,000
1	438	メチルナフタレン	2	8	14,000	6	0	0	14,000
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	10	4,900	10	4,900	0	0
3	35	メタノール	2	8	9,300	7	9,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	10	1,600	11	1,600	0	0
合計			—	—	2,302,200	—	150,700	0	2,151,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。
報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。